

概要版

男女共同参画計画

平成28年度～平成37年度

第3次

忍野ハーモニープラン



平成28年3月

忍野村



●●●●● 計画策定の趣旨 ●●●●●

国連が1975年（昭和50年）を国際婦人年に定めた以降、我が国は男女共同参画社会の実現に向けて、関連法の施行や改正を行うとともに、様々な施策に取り組んできたことで、国民に徐々に男女共同参画に関する意識が浸透し、理解されてきています。

しかし、一部において性別による役割分担意識や性別による能力評価が、根強く残っていたり、女性が意思決定の場に参加する機会が当たり前とわれていなかったり、男性が家事・育児、介護のために休暇を取得することが快く思われていないことなど、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの課題が残っています。

本村では、平成19年度に「第2次おしのハーモニープラン」を策定し、計画に沿った事業を行ってきましたが、社会情勢に著しい変化があったことから、計画を現状に見合った内容とするべく、現行計画の見直しを行うこととし、国や県の動向を踏まえながら、今後の男女共同参画推進の指針となる「第3次忍野ハーモニープラン」を策定しました。



●●●●● 計画の期間 ●●●●●

この計画の期間は、平成28年度～平成37年度の10年間です。ただし、社会情勢や法制度の変更などにより、村民を取り巻く状況が著しく変化した場合には、計画の期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

●●●●● 計画の基本理念 ●●●●●

人権の尊重と男女の平等

本村では、男女共同参画社会の実現には人権尊重の意識が欠かすことのできない要素であるとともに、人権が尊重された社会の実現には男女共同参画の意識が必要不可欠であると認識しています。そのため、他者を認めることができる村民の増加を目指し、本計画の基本理念を「人権の尊重と男女の平等」と設定して、男女共同参画を推進していきます。

「ハーモニープラン」とは…
“男女がともに奏でる調和のとれた美しいメロディを”
との願いをこめて名づけました。



【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、まず村民に男女共同参画の考え方を理解してもらい、賛同を得る必要があります。そのために、なぜ男女共同参画を推進しなければならないのか、男女共同参画を推進することで日常生活がどのように変化するのかなどについて、村民に広報したり、啓発することで、男女共同参画の意識醸成を図ります。

(1) 男女の人権を尊重する意識づくり

男女共同参画の推進にあたり、人権について啓発を進めていきます。また、人権について啓発を進めることで、男女共同参画だけでなく、子どもや女性を含むすべての人々の人権が守られる社会となるよう努めていきます。

①広報における人権の尊重

②子どもの権利尊重に関する意識の醸成

③女性の人権及び母性の尊重の啓発活動

(2) 男女共同参画に関する意識の浸透

多くの村民の理解を得られるよう、あらゆる機会において男女共同参画に関する意識を啓発したり、情報を提供していきます。また、男女共同参画に積極的に取り組んでいる個人や企業を表彰し、村内の意識向上を図ります。

①様々な機会を通じた男女共同参画に関する意識啓発、広報活動の推進

②多様な家族形態の尊重

③男女共同参画に関する資料収集と住民に対する情報の提供

④男女共同参画に積極的に取り組んでいる村民・事業者の表彰



(3) 【重点課題】男女共同参画社会を実現するための教育・学習機会の充実

子どもを対象とする教育においても、学習内容に男女共同参画について盛り込むとともに、子どもの指導にあたる教職員の男女共同参画についての理解を深めていきます。また、子どもを対象としたものだけでなく、村民が男女共同参画について学習する機会も設け、村全体として男女共同参画社会の実現を目指します。

①男女平等観に立った人間形成を進める教育の充実

②教職員に対する研修の充実

③学校行事・課外活動等における慣習の見直し

④おしのハーモニーふれあいコーナーの設置

⑤学習機会の充実及び男女共同参画推進リーダーの育成支援

(4) 【重点課題】男性にとっての男女共同参画の推進

男性に男女共同参画の必要性和重要性を理解してもらうために意識啓発を行うとともに、家事や育児へ男性が少しでも参加しやすくなるよう、講座等の機会に役に立つ情報を提供します。また、企業に対しても男性が家事・育児に参加できる時間を確保できるよう、長時間勤務の是正や有給休暇、育児休業・介護休業の取得推奨などを求めています。

①男性に対する意識啓発

②家事における男女共同参画の促進

③子育てにおける男女共同参画の促進

④男性の働き方の見直し促進



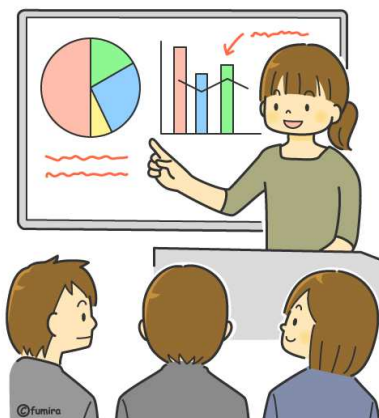
【基本目標Ⅱ】あらゆる分野で男女がともに活躍できるむらづくり

これまで女性が意思決定の場などに参加することが難しかったことを踏まえ、その改善に向けた女性委員や女性管理職の登用、女性の職域拡大・人材育成などに重点的に取り組んでいきます。また、地域においても女性の活躍の場が広がるよう、会合や地域活動への女性の参加などを働きかけていきます。

(1) 【重点課題】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

村の審議会・委員会に女性委員を登用したり、女性の意見を村政に反映させることで、男性と女性の両方の視点を取り入れた村政となるよう努めていきます。また、女性の能力向上・人材育成にも取り組み、女性であっても男性と同じように働けるようにしていきます。

- ①村の審議会・委員会における女性委員の登用の推進
- ②村政における女性の意見の反映
- ③人材育成のための研修会への派遣支援
- ④職域拡大と女性管理職の登用の促進
- ⑤働く女性の人材育成



(2) 【重点課題】 地域社会における男女共同参画の促進

地域住民に男女共同参画について理解を得ることから始め、意思決定の場への女性参画や女性の視点を取り入れた地域活動の実現を目指します。また、国内外の外国籍の方との交流を通じて、男女共同参画に関する広い視野を身に付ける機会を設けます。

- ①区会・自治会等の指導者に対する啓発
- ②意思決定の場における女性参画の促進
- ③村の自治組織における男女共同参画の推進
- ④国際交流・協力施策の推進

【基本目標Ⅲ】男女がともにいきいきと働ける環境づくり (女性活躍推進計画)

女性の社会進出に伴い、職場環境も徐々に変化してきているものの、未だ十分ではありません。女性であっても能力に応じて男性と同じ評価を受けることができるようになることや、男女が家事・育児などと仕事を両立することができるようになること、就労意欲・起業意欲のある女性がそれを実現できるようになることなどを目指し、幅広く支援していきます。

(1) 就労における男女平等の促進

企業に対して男女平等な待遇を求めるとともに、性別ではなく能力による評価を求めています。また、母性保護やマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の関連法令・制度について周知し、男女ともに働きやすい職場環境となるよう努めていきます。

- ①職場における男女平等の実現
- ②働く女性の母性保護・健康管理
- ③セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備

(2) 【重点課題】 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスについて、村民や企業、地域の理解を得るための取組みを行っていきます。また、企業への育児休業制度・介護休業制度の活用促進を求めたり、保育サービス・介護保険サービスなどの各種サービスを充実させていきます。

- ①ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進
- ②育児休業制度・介護休業制度の周知徹底と活用の促進
- ③保育サービスの充実
- ④相談事業の充実
- ⑤放課後児童対策の充実
- ⑥介護保険サービスの充実

(3) 女性の就労の場における活躍への支援

就労意向のある女性をあらゆる方向から支援するため、その立場を守る法令や制度の周知をはじめ、就労機会の充実や就労環境の向上を促進していきます。

- ①非正規雇用労働者の状況把握および法規の周知徹底
- ②女性起業家支援事業の促進
- ③再雇用制度の普及促進
- ④家族従業者等として働く女性の環境の向上



【基本目標Ⅳ】男女がともに心豊かに安心・安全に暮らせる社会づくり

安心・安全に暮らせることは、日常生活を送る上で非常に大切なこととなります。そのために、日頃から健康管理や防災対策といった取組みを実施・継続する必要があります。また、近年では男女間の暴力が問題となっているように、社会情勢に応じた取組みも行っていきます。さらに、地域で支援を必要としている人に対しても十分な支援を提供できるよう努めます。

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

青少年への教育を充実させるとともに、妊婦への情報提供や各種診査・指導を行い、心身の健康維持を支援していきます。また、健康診断の受診を通じた疾病の早期発見につながるよう、健康診断の周知や定期的な受診の勧奨をしていきます。

- ①性についての正しい情報の提供
- ②母性保護と母子保健事業の充実
- ③世代に応じた健康づくり事業の充実
- ④心の健康づくりへの支援
- ⑤健康をおびやかす問題への対策の推進

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）

精神的な暴力や各種ハラスメントを含むあらゆる暴力を許さないという強い意志を持ち、被害者の支援体制の充実に努めていきます。また、社会全体として、暴力根絶に向けた意識の醸成を図ります。

- ①女性に対する暴力に関する実態把握および関係機関との連携
- ②女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発の推進
- ③相談・保護体制の充実および周知の徹底
- ④個人情報の保護

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、要介護者等を支援するために、様々なサービス・支援を提供しています。今後もこれらのサービス・支援の提供を継続していくとともに、内容の充実や情報提供の充実に努め、支援を必要としている人が必要な支援を受けられるようにしていきます。

- ①ひとり親家庭に対する支援
- ②障害のある人に対する福祉サービスの充実
- ③高齢者に関する福祉施策・介護保険に関する施策の充実
- ④高齢者の社会参画の促進
- ⑤介護に関する啓発



(4) 【重点課題】 防災・災害時における男女共同参画の推進

避難訓練や救護訓練などを通じて、村民が日頃から防災・減災意識をもち続けられるよう努めていきます。また、防災会議や災害復興対策会議等に女性委員を参画させることで、女性の視点を取り入れた活動・対応を心がけていきます。

- ①地域防災体制における男女共同参画の推進
- ②防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大



【基本目標V】 推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するため、村職員が一丸となって様々な分野において男女共同参画を推進していきます。また、計画に沿った事業・取組みを実施し、定期的に進捗状況を把握していきます。さらに、村民や国・県等と連携することで、様々な意見・要望を把握したり、国や他市町村の情報を共有できるよう努めていきます。

(1) 【重点課題】 庁内推進体制の整備

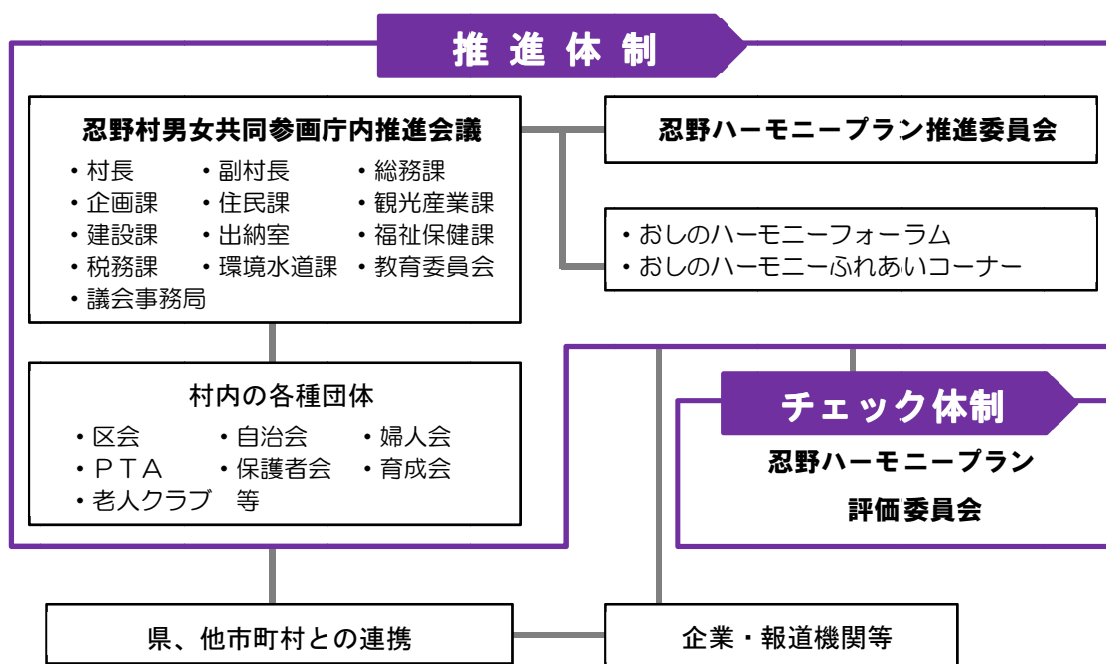
職員が男女共同参画に関する意識を共有し、実践することはもちろんのこと、忍野村男女共同参画庁内推進会議を設置し、定期的に男女共同参画の推進状況について点検・評価していきます。

- ①村職員の意識向上
- ②忍野村男女共同参画庁内推進会議の設置
- ③男女共同参画の推進状況に関する報告書の作成および公表

(2) 【重点課題】 村民参加の推進体制の確立

忍野ハーモニープラン推進委員会や忍野ハーモニープラン評価委員会の活動や国や県等との連携・協力を通じて、その時の状況に応じた方法で効果的に男女共同参画が推進できるよう努めていきます。

- ①忍野ハーモニープラン推進委員会の活動の充実
- ②忍野ハーモニープラン評価委員会の設置
- ③国・県等との連携・協力



忍野村と山梨県内の相談窓口一覧

忍野村の主な相談窓口

男女共同参画全般	…… 総務課	……	0555-84-7791
福祉全般（子ども、障害者、高齢者）・健康全般	…… 福祉保健課	……	0555-84-7795

山梨県内の主な相談窓口

相談内容	名称	電話番号	受付時間等
女性に関する相談全般	山梨県女性相談所	055-254-8635	電話相談 平日 9:00~20:00 面接相談 平日 9:00~17:00
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合	055-237-7830	電話相談 平日 9:00~17:00 面接相談 平日 9:00~16:00 * 休館日あり
	富士吉田市社会福祉事務所	0555-22-1111 (代)	月・水・金 10:00~16:00
男性に関する相談全般	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ富士	0554-56-8742	電話相談 平日 13:00~17:00 * 休館日あり
男女共同参画の推進に関する相談	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ富士	0554-45-1666	9:00~17:00 * 休館日あり
女性の健康に関する相談	富士・東部保健所健康支援課	0555-24-9034	平日 8:00~17:15
不妊に関する相談・情報提供	不妊(不育)専門相談センター 「ルピナス」	専用電話 055-223-2210	電話相談 毎週水曜(祝日、年末年始を除く) 15:00~19:00 面接相談 第2・第3水曜 (要予約)
心の健康相談室 (ストレスダイヤル)	精神保健福祉センター	055-254-8700	平日 9:00~21:15 休日祝祭日 11:00~19:30
配偶者等からの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター (女性相談所)	055-254-8635	電話相談 平日 9:00~20:00 面接相談 平日 9:00~17:00
	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画推進センター びゅあ総合)	055-237-7830	電話相談 平日 9:00~17:00 面接相談 平日 9:00~16:00 * 休館日あり
	女性の人権ホットライン (甲府地方司法局人権擁護課)	0570-070-810	電話相談 平日 8:30~17:15 面接相談 平日 8:30~17:15
性暴力110番	山梨県警察	055-224-5110	平日 8:30~17:15 (FAX 24時間受付)
犯罪被害者電話相談	山梨県犯罪被害者等相談窓口 (山梨県 県民生活・男女参画課内)	055-223-4180	平日 8:30~17:15
	(公社)被害者支援センターやまなし	055-228-8622	平日 10:00~16:00
子どもの人権に関する相談	子どもの人権110番	0120-007-110	平日 8:30~17:15
就労に関すること	富士吉田公共職業安定所	0555-23-8609	平日 8:30~17:15
ひとり親家庭の母・父等の 就労・自立に関する相談	山梨県 母子家庭等就業・自立支援センター	055-252-7014	平日 10:00~16:00
労働条件に関すること	山梨県労働局労働基準部監督課	055-225-2853	平日 8:30~17:15
職場におけるセクシュアル ハラスメント相談	山梨県労働局雇用均等室	055-225-2859	平日 8:30~17:15
法的トラブル	法テラス山梨 (日本司法支援センター山梨地方事務所)	050-3383-5411	平日 9:00~17:00



編集・発行：忍野村 総務課（平成28年3月発行）
 〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514
 TEL：0555-84-7791 FAX：0555-84-3717
 E-mail soumu@vill.oshino.lg.jp